

## 伊達市立保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル質疑回答書

平成20年1月28日作成、1月29日・2月1日更新

質問者	質問等の事項	回答
1	・実施概要書>Ⅱ>2>⑥>ウ:返信用封筒の仕様はどうか。	・A4判3つ折用の封筒(長3)とします。宛名は設計者行となります。
1	・実施概要書>Ⅶ>4:「…公開した「基本設計」…」とあるが、「伊達市保原小学校移転改築基本計画書」にある「基本計画図」のことを指すのか。	・実施概要書>Ⅶ>4に「…公開した「基本設計」…」は、「基本計画報告書」と訂正します。
1	・実施概要書>Ⅶ>9:「業務計画書」は、本プロポーザルでは提出不要と理解してよいのか。	・「業務計画書」は、提出不要です。
1	・「日程・フロー図」の第1段階の部分で、「協力事務所の有無」が審査項目となっているが、有無をどのように評価するのか。	・「協力事務所の有無」は、スタッフ体制の確認をするためのものです。
1	・「伊達市保原小学校移転改築基本計画書」P16-17の現校舎配置図及び平面図の室名等がよく読めないのが鮮明なものを公開できるか。	・学校施設台帳の一部を「設計参考資料」に追加公表します。
1	・「伊達市保原小学校移転改築基本計画書」P50-51で福島大学との連携拠点である室の名が「教材研究室」と「教育研究室」の二つがあるが、どちらが正しいのか。	・「教育研究室」が正しいので、p55の「教材研究室」を「教育研究室」と訂正、読み替えてください。
1	・予定地平面図では敷地境界線がわからない。明快な図、できればデジタルデータの提供はどうか。	・考えておりません。
1、2	・旧中学校アプローチ部が一部コンクリート橋となっているが、そこに小川があったのか。この川の上に建物は建つのか。	・旧河川敷でありましたが、法定外公共物として譲与を受け、伊達市に所有権移転し予定地としております。
1、2	・実施概要書>Ⅶ>4>①>ア>b:飛び地について、本プロポーザルでは、改良工事のことは考えずに学校用職員専用駐車場を提案することが求められているのか、交叉点改良工事を考えると50台の駐車スペースは無理のように考えられるがどうか。	・飛び地の職員専用駐車場については、今回のプロポーザルの条件とは考えておりません。当然改良工事の際に駐車場は縮小されることとなります。飛び地でない校地に(サ)のとおり一般駐車場50台程度のことについてのみ条件となります。
1、2	・予定地平面図の右下に「(注意)本図はA2判縮尺(1/500)をA3判に縮尺したもの」とあるが、「(注意)本図はA1判縮尺(1/500)をA3判に縮尺したもの」と読み替えてよいのか。	・予定地平面図の右下に「(注意)本図はA2判縮尺(1/500)をA3判に縮尺したもの」とありますが、「(注意)本図はA1判縮尺(1/500)をA3判に縮尺したもの」と訂正します。
1、2	・建設予定地の現況には、敷地3周に「敷地境界線(想定)や「想定道路拡幅線」という標記があるが、本プロポーザルでは、この想定された線を前提とするのか。	・実施概要書>Ⅶ>4>①>アのとおり、想定された境界線を前提とします。
1、2、5	・実施概要書>Ⅶ>4>①>エ:現状でわかる範囲で敷地近くの高低差がわかる資料はあるか。あれば交付できるか。	・現時点ではありません。敷地全体及びその周辺も平坦、敷地から道路を挟んだ東側地域が2m程度高くなっている。

1.2、 7、10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅱ第1段階＞2. 提出書類＞⑥申請方法＞アの記述中、「④のア、イ、ウ」とあるが、④のエも加えると考えてよいのか。また同箇所「⑥のエの順に(中略)閉じること」とあるが、⑥のエは提出方法とその期限についてのご指示なので、誤植と思われる。これに変わるご指示をいただけるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅱ第1段階＞2. 提出書類＞⑥申請方法＞ア:記述中、「…④のア、イ、ウ、⑤のイ、⑥のエの順に…」を「…④のア、イ、ウ、エ、⑤の順に…」と訂正します。</li> </ul>
1、5、 6、7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基本設計作業のための体制」(様式第2号)について、「1-1事務所技術者数・資格等」の人数に協力事務所の人数も記入するのか。</li> <li>・構造・電気・機械・積算等の橋梁事務所を頼む場合は、「プロポーザル参加申請書」様式2基本設計作業のための体制」の「1-1」欄への記入は協力事務所の人員を括弧書きとすればよいのか。その際、内数字表示とすればよいのか。同「1-3」についても同様か。</li> <li>・JV(共同企業体)の参加は可能か。可能な場合、申請書は共同企業体代表者事務所の記載内容でよいのか。</li> <li>・事務所の代表作は構成する各設計事務所が各々提出するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同企業体は可能です。</li> <li>・様式第2号は協力事務所ごと別葉として、協力事務所は事務所名欄冒頭に<b>(協力事務所)</b>と朱書きしその後に事務所名を書き入れることとします。</li> <li>・事務所の代表作は総括責任者事務所のもの</li> </ul>
1、13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅱ＞2＞③＞ア:「事務所の代表作」とは、設計終了時あるいは建物完成時にかかわらないのか。</li> <li>・総括責任者及び主任担当技術者(監理技術者)の実績は実施設計が完了していれば建物が竣工していなくても実績となるのか。又、基本設計のみが完了している場合はいかがか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等受理し第2段階で代表先のアンケート調査をする場合、調査事項の一部に回答を得られないので、不利となります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計参考資料、予定地の現況について、西側敷地境界線(想定)が想定道路拡幅線(幅員6m)より外側にあるが、この道路は建築基準法上どのような取り扱いとなるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側について6m云々は条件はありません。西側の道は内水一級河川の管理用道路ですが市道と認定してあります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅶ＞2＞②＞ア:代表作は設計実績の中から1件に限ると考えてよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表作は1件です。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅶ＞2＞③＞ア:代表作について、名称、所在地は明記しなくてよいのか。また、内外観写真の枚数制限はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表作について、名称、所在地は明記しなくて結構です。また、内外観写真は自由としますが、A3判1枚にまとめる必要があります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅶ＞2＞⑤＞エ:標記文「以上を受け止めて、…2枚にまとめること。」とあるが、ア、イ、ウ、エそれぞれにA3判2枚計8枚としてよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ア、イ、ウ、エ全体でA3判2枚です。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅶ＞3＞2＞イ:開校後の児童数の推移を交付できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料として追加します。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施概要書＞Ⅶ＞1:総事業費に道路拡幅改良工事は含まないと考えてよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路拡幅改良工事は含みませんが、道路改良を行うまでの期間、外構工事に含めて、臨時の歩道敷き等の整備は想定されます。価額量等は未決。</li> </ul>

2	・参加申請書様式第1号(総括責任者経歴書)と同様式第3号(主任担当技術者経歴書)について、実績と手持ち業務欄に記入する内容は、前述2様式ともに同じ内容を記入してもよいか。	・参加申請書様式第1号(総括責任者経歴書)と同様式第3号(主任担当技術者経歴書)について、実績は完了したもの、手持ち業務は現在未完了のものとして区別してください。
2	・敷地は旧保原中学校ということですが、敷地に残る記念碑等の取り扱いについてどう考えるのか。	・敷地に残る記念碑等の工作物は移転します。樹木等は保全かその位置での利用、除伐等を含め検討してください。
2	・参考までに旧保原中学校校舎の配置はどうだったか公表してはいただけませんか。	・旧保原中学校のグラウンドは今回の敷地の東側に南北に長くトラック、校舎はその西側敷地に東西に長く2階建て木造2棟、北側の校舎は職員室・玄関等、その南側に中庭、挟んで校舎、その南側にテニスコートを挟んで屋内運動場、今回の敷地の西に川があるがその向こう側に橋を渡って家庭科室・技工室、プールがあった。
2	・「基本計画報告書(抜粋)」が保護されており、印刷不可となっているが印刷可能にできないか。	・あくまでも「基本計画報告書(抜粋)」は参考であり、保護は解除しません。
2、3	・学区を地図上で公表、また、正門の位置について想定されている場所があれば公表願いたい。	・基本計画に載っております。学区図は資料により公表します。正門は特に想定しておりません。
2、5	・実施概要書>Ⅶ>4>①>ウ:敷地近くのボーリングデータを交付できるか。	・検討し、必要と判断したときは早急にHPに公表します。
2、5、9	・プロポーザル参加申出書(様式第6号)の項目4、述べ床面積2,000㎡以上の設計実績となっているのは、「1,000㎡以上」の誤りか。	・プロポーザル参加申出書(様式第6号)の項目4、「述べ床面積2,000㎡以上」を「述べ床面積1,000㎡以上」と訂正します。
2、6、9	・提案課題の様式(様式第6号)について、A3判であることの他に何か指定があるのか。(タテヨコ枠の有無など)。	・A3判ヨコとします。
2、7	・提案課題の様式第5号及び様式第6号の□で囲んだ部分(ア、イ等及び「※本様式*枚にまとめること」はフォーマットとしての記載は不要と考えてよいのか。	・この2点は不要としてください。
3	・小アリーナと大アリーナの一体的利用は考えるのか。	・地域連携を含め一体的利用は前向きに考えます。
3	・放課後児童クラブは、小学校の学習スペースとして一体利用する体制は可能か。	・可能としたい。
3	・講堂の利用形態として、平土間利用若しくは階段教室等、想定されているものがあるか。	・階段教室兼音楽ホールは可能かと想定するが未決です。
3	・防災拠点としての器具倉庫等、想定されるスペースがあるか。	・防災拠点としての器具倉庫等は想定します。
3	・講堂は音響性能をどの程度の仕様として想定したらよいか。また、音楽に力を入れている背景があるか。	・背景は特にありませんが、伊達市の中心にあり、講義室、コンサートや地域市民への利用等の要望があります。
3	・校長先生、教頭先生、補助の先生以外の先生は、教員ステーションに席がある場合、校務センターに席は必要か。	・この件については協議したが未決です。

3	・地域への開放を考えている部屋があるか。	・特別教室、図書館、アリーナ、講堂等か。
3	・講堂は大学との連携を考える必要があるとのこと、どのような活動を考えているか。	・具体的に決まったものではありませんが、教育実習、大学生ボランティアによる課外活動・授業補佐、講義等で生涯学習の場等があります。
3	・放課後子ども教室での活動について、想定されるものはどうか。	・上記によるものとします。
3	・実施概要書>Ⅶ>4>②>b:特別委支援教室が将来4室とする必要があるという記述と、「増設有り」とは同じ意味であるか。	・将来4室となる可能性があるため、その増設できるスペースが必要と理解してください。
3	・実施概要書>Ⅶ>4>②>ケ:教育研究室について想定されている利用方法はどうか。	・地域や大学生ボランティアの活動のためのものと考えます。
3	・実施概要書>Ⅶ>4>②>ア>e:庁務員室について想定されている利用方法はどうか。	・地域開放を考えた場合、庁務員室かNPO法人による管理か、またはそのほか不明で未決です。
3	・自転車置場の設置はどうか。	・職員・外来等があるので少しあったほうが良いと考えます。
4	・設計共同企業体での応募は可能か。	・共同企業体は可能です。
5	・主任担当技術者経歴書(様式第3号)の4段目には管理技術者と書かれているが、主任技術者と読み替えてよいのか。	・様式第3号の4段目の「管理技術者の実績」を「主任技術者の実績」と訂正します。
5	・実施概要書>Ⅶ>7. 管理技術者の資格要件、次行の管理技術者の資格要件は主任技術者と読み替えてよいのか。	・実施概要書>Ⅶ>7. 管理技術者の資格要件、次行の管理技術者の資格要件の「管理技術者」は「総括責任者及び主任担当技術者」に訂正します。
5	・実施概要書>Ⅴ>2. 実施設計の考え方については記載されているが、監理業務についてはどのように考えるのか。	・実施設計後に協議しますが、現時点では未決です。
5	・実施概要書>Ⅶ>5. 建設の条件の中で建設予定工期が記載されていないが、現時点での予定ではどうか。	・現時点では平成21年度からとしております。
5	・実施概要書>Ⅶ>4>②>ア>b:特別支援教室を使用する対象児童の種類をはどうか。	・特別支援教室の対象者は現時点で ADHD、LD、肢体不自由となります。
5	・実施概要書>Ⅶ>8:関係法令の中に都市計画法とあるが、今回は都市計画法による開発行為の手続きが必要となるのか。	・開発行為の手続きは必要となります。
5	・現在の保原小は先進的な時間割を実施されているが、現在の時間割を交付できるか。	・検討し、必要と判断したときは早急に伊達市HPに公表します。
5	・プロポーザル参加表明書を提出した後、参加を辞退することはできるか。また、その手続きはどのような手続きが必要か。	・プロポーザル参加表明書を提出した後の参加辞退はできます。伊達市HPに「参加辞退申出書」様式を追加します。ただし、参加辞退の提出期限は2月12日(火)正午までとします。

5、15	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画概要書(抜粋)21ページ主要区域別児童数の部分が読み取れない。児童数の読み取れる資料を交付できるか。</li> <li>保原小学校の通学区域及び特別区域の範囲及び通学児童数についての公表はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画概要書(抜粋)21ページ主要区域別児童数の数値を別途資料を公表します。</li> </ul>
5、7	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募事務所が共同企業体で可能な場合、「プロポーザル申請書」(様式第1号～6号)構成する企業分を提出すればよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「プロポーザル申請書」構成する企業分を各々提出してください。</li> </ul>
5、9	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計作業のための体制(様式第2号)、1-3、事務担当者についても一級建築士の資格が必要なのか。そうであれば、業務でもよいのか。また、事務担当の業務とは、ここでは何を指しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務担当者とは、設計業務に入った場合に契約等一般事務を担当する事務員をいいます。</li> <li>事務担当者は一級建築士資格の有無は関係ありません。兼務も可とします。</li> </ul>
5、11	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学エリアは東側から遠くなるが、スクールバス等の対応はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールバスは想定しておりません。現在、通学区域等調整審議会で、検討しております。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>校庭では野球を行うのか。それともソフトボールを行うのか。校庭を利用すると思われる部活及び競技は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サッカー、ソフトボール2面、100m直線コース、200mトラック、野球等。</li> <li>夜間開放があります。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食について、全て外から届けられるのか。一部作ったり、温めたりするのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食センター方式となります。温める等は任意とします。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブの使用方法はどうか。そこに職員を配置するのか。常勤、非常勤及び人数はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後児童クラブの平成19年度実績は、嘱託職員9名(常時7名体制)、平日の運営時間は午後1時から午後6時30分、休日は午前7時30分から午後6時30分、児童数120名、63㎡×2室、134㎡×1室、床面積260㎡、以上が現状です。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総括責任者経歴書」、「主任担当技術者経歴書」の設計業務は、「基本設計」「実施設計」のほか「基本計画」「コンペ応募」を記載してもよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各経歴書に記載するのは「基本設計」、「実施設計」、「基本計画」等であって「コンペ等の応募もの」は該当しません。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区の公表はどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画書設計諸にあります。現在、通学区域等調整審議会で審議中です。現時点の資料として公表します。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路として指定されている道路があるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転改築のため通学路はこれからの指定となりますが、校区に案として一部示します。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施概要では、具体的な図面等は不可となっているが、資料の基本計画報告書を拝見すると、既に具体的な平面計画図を用いて検討されている。今回提出のプレゼンでは、この計画図に近いレベルの概念図を用いてもよいのか、概念図であっても、具体的な平面図を連想させるものは不可なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資料の基本計画報告書の平面計画図は、検討委員会での施設検討のためのものであって、実施概要書のⅡ&gt;1&gt;①注のとおりです。</li> <li>概念図については、実施概要書のⅡ&gt;2&gt;⑤&gt;オのとおりです。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施概要書&gt;Ⅱ第1段階&gt;2. 提出書類&gt;①&gt;申請方法&gt;ア&gt;申請書(別紙受付票記載の・・・)の別紙「別紙受付票」とはどれを指すのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の「別紙受付票」とは、保原小学校改築事業基本設計業務公募型プロポーザル申請書「提出書類確認受付票」のことです。</li> </ul>

10	・福島県内の事務所と設計協力体制をとる予定があるが、その協力事務所の代表者を管理技術者に当ててもよいか。	・主任担当技術者であればよい。
11、15	・給食センター方式と考えてよいか。	・給食センター方式となります。
11	・放課後児童クラブは合築か、別棟か、若しくは自由か。	・自由ですが、コストカットを目途としております。
12	・意匠設計を複数の事務所でチームを組んで参加したいと考えているが、総括責任者は代表事務所の代表とし、管理技術者には当事務所の代表がなくてもかまわないのか。	・管理技術者でなく主任技術者になるのは可能です。
13	・予定建築工事金額を示せるか。	・実施概要書Ⅶの1のとおり。予定建築工事金額は示しません。
13	・「伊達市立保原小学校移転改築基本計画報告書(抜粋)の著作権・・・ご注意ください。」とあるが、これはこの報告書に示されている配棟計画及び施設配置はできないと考えるべきか。又、今回のプロポーザルにこの報告書に携わった企業若しくは担当者は参加できないと考えてよいのか。	・著作権云々について、この報告書の使用権は伊達市、著作権は担当した設計者にありますが、報告書に示されている配棟計画及び施設配置は活用できます。 ・HPの立ち上げをする際の手違いで、会社名が表出し関係の皆様にご迷惑おかけしました。 ・当然、この報告書に係わった設計者並びに当該プロポーザル審査委員会委員の関係する設計者の参加はできません。
14	プールについて、屋内プールとして計画するのか。	・屋外プールです。ただし、プール使用期間が延長できる経費がかからないものであれば検討する必要があります。
15	・敷地境界は予条件によると北側国道6.5m、東側道路6.0mとあるが、受領資料別紙1-1記載の想定地境界線と大きく食い違います。どちらを正とすれ	・敷地境界は北側国道6.5m、東側道路6.0mのセットバックラインとしてください。
15	・講堂は固定席か可動席どちらを想定するのか。	・未決です。
15	・事務所登録の資料を2月12日に提出した際、書類に不備があった場合の提出案の取り扱いはどうするのか。	・事務所登録資料については、判明したときすぐに連絡します。どうしても書類上不備のものがある場合、または審査事務手続き期間内に間に合わない場合は、資料一切返戻します。
16	・主体的でなく協力事務所の場合は、申請書提出書類について各々の事務所分提出するのか。(質問者1、5、6、7に関連)	・提出書類確認受付票関連の書類は、主体的設計事務所だけ提出してください。ただし、別掲の体制資料の「基本設計作業のための協力事務所調書」(様式第4号)は協力事務所各々提出してください。 ・JVについては提出書類確認受付票関連の書類は各々提出してください。
16	・実施概要書>Ⅱ>2>③ア:事務所の代表作は1件か。(質問者1、5、6、7に関連)	・事務所の代表作は1件を示してください。